

コロナに打ち勝つ！ 緊急支援企画

日本一簡単な解説
(を目指した)

並ばなくても
自分でできる！

雇用調整助成金／緊急雇用安定助成金



要件緩和！！

2020年4月1日～6月30日分

(緊急対応期間)

社会保険労務士法人

Real & Cloud

雇用調整助成金／緊急雇用安定助成金

Q & A

令和2年4月30日



Q&A

Q 1 時短営業になり、休業ではなく労働時間を短くしたスタッフも対象になるのか？
雇用保険未加入のアルバイトは対象になるのか？。

A 雇用保険未加入の場合でも緊急雇用安定助成金の対象になり、時短も対象になります。
時短勤務を実施し、時短分の休業補償をした場合、判定基礎期間における対象労働者に係る休業の実施日の延日数が、対象労働者に係る所定労働延日数の1/40（大企業の場合は1/30）以上であれば対象となります。

Q 2 事後申請が認められているのは承知しておりますが、どの程度許容されるものでしょうか。
緊急事態宣言が出てから従業員に一部休業等指示しておりますが、売上高等は後から低下します。
現段階では売上高が低下しないものの、2か月経過した後に、まとめて申請できるものでしょうか。

A 事後申請は、1月24日～6月30日まで認められます。ただし、計画届の前月の売上等を確認しますので、現段階では、6月に低下すれば計画届の事後申請を出すことができない状態です。生産指標低下は売上には限らないので相談しながら提出することになります。また、社会情勢が変更になれば変わる可能性があります。

Q 3 判定基礎期間について。1ヶ月から3か月単位でと申請可能という認識でいます。
例えば、3/1～5/31という判定基礎期間を設定してまとめて記入してよいのでしょうか？

A 判定基礎期間は、賃金締切日～賃金締切日までの1ヶ月単位となります。計画届は別々に提出しなければいけません。ただし初回は包括されます。
例えば、15日締めの場合、3/1～4/15、4/16～5/15、5/16～6/15が判定基礎期間です。



Q&A

Q 4 緊急雇用安定助成金休業実施計画届 雇用保険被保険者と雇用保険加入外とは別用紙に分けて提出するのでしょうか？

A 計画届/申請は雇用保険加入者と雇用保険加入者以外で分けて提出することとなります。
雇用保険加入者…雇用調整助成金
雇用保険加入者以外…緊急雇用安定助成金

Q 5 教育訓練はオンライン研修でもOKなのか？

A 4月1日～6月30日まではオンライン研修も対象可能になっています。自社の講師の研修の場合でも可となっています。ただし、講師は休日にあたりません。
また、自主学習（ユーチューブ・DVD等）対象です。

Q 6 生産指標において売上以外の項目について教えて欲しい。

A 生産指標を示すものとして、売上・生産高・受注高（任意の様式でかまいません。）があります。但し、現在では比較も同じ対象であってほしいとのことです。例えば、生産高の場合前年同月の生産高と比較します。



Q 7 中小企業に該当する従業員人数は雇用保険加入者の人数なのか？

A 中小企業に該当する従業員の人数カウントは、常時雇用する労働者（概ね週所定労働時間が40時間くらい）になります。全員が週所定時間が30時間の場合は30時間の人が常時雇用する労働者です。
「常時雇用する労働者」とは、2か月を超えて使用される者であり、かつ、週当たりの所定労働時間が、当該事業主に雇用される通常の労働者と概ね同等（現に当該事業主に雇用される通常の労働者の週当たりの所定労働時間が40時間等である場合は、概ね40時間等である者をいう。となっています。

Q 8 2回目以降の申請時に必要な書類を教えてください。

A 様式第1号（1）休業届実施計画（変更届）と休業協定書（失効している場合のみ）になります。

Q 9 社員とアルバイトで補償率を変えたいが助成金は申請できるか？

A 休業協定で支給率を変更できます。ただし、助成金額を算出するときには低い支給率で計算されますのでご注意ください。



Q&A

Q10 休業手当を支払ってから助成金を受けるまでのタイムラグがどれほどあるか？
申請してからどれ位の期間で助成金がでるのか？

A 賃金支払日～2カ月以内の申請になります（事後申請を除く）。申請してから1カ月～2カ月で頑張るとは言っていますが、支給申請が増加すると遅れる可能性があります。ただし、申請書類が見て明らかになっているような書類は確認事項もなく早いと思います。
確認事項がある場合、その間は審査はストップします。

Q11 休業手当を払わないこともできるのか？

A 助成金の対象にはなりません。

Q12 休業協定書の内容は？

A 休業の時期/休業の対象者/休業手当の支払い基準（賃金の算定基準・支給率等）が必要です。
ただし、休業協定はあくまで会社の書類になりますので、労使間で合意ができる内容にしておく必要があります。



Q13 従業員代表の選任とは？

A 通常の従業員代表を選出する方法で結構です。通常の従業員選出する方法とは、挙手・投票・労働者の話し合い、持ち回り決議など労働者過半数がその人ので選任を支持していることが明確になる民主的な手続きがとられていることが必要です。新たに選出する場合は通常の従業員選出する方での選出をお願い致します。

Q14 他の助成金との併用は不可と聞きました。どの様な助成金が不可対象でしょうか？

A 現在確定しているのは、特定求職者雇用調整助成金 就職困難者コースです。

Q15 休業等規模要件の算出方法？

A 判定基礎期間（賃金締切日～次の賃金締切日）の内で所定労働延日数（対象労働者の所定労働日数をすべて加算する）×算出率（1/40又は1/30）より実際の休業日より多いこと。
この場合の対象労働者は、各助成金の対象労働者（雇用調整助成金対象労働者と緊急雇用安定助成金の対象労働者）です。



Q16 1月24日～休業しています。5月に計画届をだせますか？

A 初回の計画届を5月にだすことができます。この場合、4月と前年4月と比べて5%生産指標がさがっていることが要件です。1月24日～3月31日までは、解雇等を伴わない場合（助成率アップ）が適用されません。

Q17 雇用保険の対象になるにも関わらず雇用保険をはいついていなかった場合は？

A 雇用保険対象要件になっているにも関わらず雇用保険にはいつていなければ、指導の対象になります。個々判断になるかと思いますがその方は緊急雇用安定助成金の対象にならない可能性が高いですし審査の遅れにもなります。事前に確認して申請することをお勧めします。

Q18 解雇をだしました。助成金の対象になりませんか？

A 雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金・小学校休業等対応助成金は解雇していても対象になります。ただし、4月1日～の雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金助成率アップは、判定基礎期間でみていきますので解雇が含まれる判定基礎期間以降は助成率アップにはなりませんのでご注意ください。

Q19 対象労働者について、定年退職の場合、退職になりますか。

A 対象になります。雇用調整助成金の支給要領にある支給対象とならない方に含まれておりません。

Q20 雇用調整助成金の訓練計画届について、訓練予定日数が労働者ごとに違う場合、何日を記載すればよいでしょうか。

A 訓練として実施する日の日数を全て記入してください。

Q21 雇調金の2度めの計画届は不要とのことであったが、4/10発行の労働資料では2回め以降の計画届の提出の記載がありました。2回め以降の計画届の提出は必要ないのでしょうか。

A 4月24日のガイドブックで変更になっています。



Q&A

Q22 申請書の提出は事務所ごとの申請書を提出とのことでしたが、拠点は複数あり、雇用保険適用番号は本社一つです。その場合は本社一括での申請で宜しいのでしょうか。。

A 雇用保険適用事業所番号ごとになりますので、本社一括の申請になります。

Q23 申請に不備があった場合、どのような対応になりますでしょうか。
それで助成金がないのか、問合せなどを受けて修正し、再度提出が可能なのでしょうか。

A 申請に不備があった場合、審査が止まるため、支給が遅れます。
他の書類を提出してくださいなのか、不明点の回答を提出する等の対応です。今回の助成金は、
おりないというより、おろしてその後、不明な個所があれば調査をするというスタンスです。

Q24 緊急雇用安定助成金〈休業計画・実績一覧表〉の月間所定労働日数について、雇用保険被保険者以外ということで該当者の大多数はシフト制で働くパートさんです。勤務日勤務時間は毎月作成するシフト表により決定として雇用契約を結んでいるが、その場合の所定労働日数はどのようなのでしょうか。

A 直近のシフト表の平均をとります。何カ月で確認する等は各労働局によりますのでご相談ください。
算出したシフト表の添付を求められます。もし、シフト表を破棄されている場合等は提出する労働局へご相談ください。申請できないということではありません。



Q25 申請書の提出は事務所ごとの申請書を提出とのことでしたが、拠点は複数あり、雇用保険適用番号は本社一つです。その場合は本社一括での申請で宜しいのでしょうか。。

A 雇用保険適用事業所番号ごとになりますので、本社一括の申請になります。



Real&Cloud
Since.2002

Real&Cloudグループ

企業における人事・労務・総務の
総合支援サービス

人財クリエーション株式会社

人材紹介・人材派遣
求人コンサルティング

アクセス・アイ株式会社

HRテック・RPA ソフト販売
業務効率化支援
障害者雇用支援・農園運営
胡蝶蘭販売
BPO

弁護士法人 英明法律事務所

企業法務・一般民事

ワンストップ士業サービス

税理士法人Real & Cloud

税務顧問・決算・記帳代行

行政書士法人 Real & Cloud

許認可手続き・各変更届

社会保険労務士法人Real & Cloud

労務コンサルティング・助成金
労務手続代行



法人概要

①社会保険労務士法人Real&Cloudは、

- ・ 弁護士法人英明法律事務所
 - ・ 税理士法人Real&Cloud
 - ・ 行政書士法人Real&Cloud
 - ・ アクセス・アイ株式会社（人材教育・コンサルティング）
 - ・ 人財クリエーション株式会社
 - ・ 一般社団法人ビジネス・メンター協会
- から構成されるReal&Cloudグループの一員です。

②あべのハルカス32Fと

南海岸和田駅すぐに事務所がございます。

